

**役員報酬規程改正のポイント**  
**(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律**  
**(平成22年法律第53号) 平成22年12月1日施行関係)**

法人名	現 行	改 正 後
国立公文書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 常勤役員の俸給月額 館長 <u>991,000円</u> 理事 <u>840,000円</u></li> <li>○ 非常勤役員手当の月額 監事 <u>298,000円</u></li> <li>○ 期末手当(12月)における期別支給割合 <u>100分の165</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 常勤役員の俸給月額 館長 <u>989,000円</u> 理事 <u>838,000円</u></li> <li>○ 非常勤役員手当の月額 監事 <u>297,000円</u></li> <li>○ 期末手当(12月)における期別支給割合 <u>100分の150</u></li> <li>○ <u>平成22年12月期の期末手当で調整措置を行う。</u></li> <li>○ <u>平成22年12月1日から適用する。</u></li> </ul>
沖縄科学技術研究基盤整備機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 期末特別手当における期別支給割合 【6月】 <u>100分の145</u> 【12月】 <u>100分の165</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 期末特別手当における期別支給割合 【12月】 <u>100分の150</u></li> <li>※平成23年4月以降の期別支給割合 【6月】 <u>100分の140</u> 【12月】 <u>100分の155</u></li> </ul>
北方領土問題対策協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 期末特別手当における期別支給割合 【6月】 <u>100分の145</u> 【12月】 <u>100分の165</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 期末特別手当における期別支給割合 【6月】 <u>100分の140</u> 【12月】 <u>100分の155</u></li> <li>○ 特例措置 <u>平成22年12月期の期末特別手当は100分の150とする。</u></li> <li>○ <u>平成22年12月1日から施行する。</u></li> </ul>

<p>国民生活センター</p>	<p>○ 常勤役員の俸給月額      理事長 <u>941,000円</u>      理事 <u>778,600円</u></p> <p>○ 非常勤役員手当の月額      監事 <u>112,700円</u>      監事(理事長が指定する者に限る) <u>460,600円</u></p> <p>○ 特別手当の支給割合 <u>100分の182</u>      (平成21年夏期特別手当の支給割合 100分の85      平成21年年末特別手当の支給割合は100分の97)</p> <p>○ <u>平成21年年末特別手当(12月)で減額調整を行う。</u>  <u>(調整率は0.24%)</u></p> <p>。</p>	<p>○ 常勤役員の俸給月額      理事長 <u>938,800円</u>      理事 <u>776,800円</u></p> <p>○ 非常勤役員手当の月額      監事 <u>112,400円</u>      監事(理事長が指定する者に限る) <u>459,600円</u></p> <p>○ 特別手当の支給割合 <u>100分の170</u>      (平成22年夏期特別手当の支給割合 100分の91      平成22年年末特別手当の支給割合は100分の79)</p> <p>○ <u>平成22年年末特別手当(12月)で減額調整を行う。</u>  <u>(調整率は0.28%)</u></p> <p>○ 平成22年12月1日から施行する。</p>
-----------------	---	---

(参考) 平成22年度人事院勧告のポイント

- 月例給については、行政職俸給表(一)で平均0.1%引下げ。指定職は、0.2%引下げ。
- 期末・勤勉手当(ボーナス)は、0.2%引下げ。
- 平均年間給与は、△9.4万円(△1.5%)となる大幅な引下げ。